

# 入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式）】

業務名称：パキスタン国パキスタン北西部国境周辺地域  
における情報収集・確認調査

調達管理番号：20a00378

- 第1章 入札の手続き
  - 第2章 特記仕様書
  - 第3章 技術提案書作成要領
  - 第4章 経費積算に係る留意事項
  - 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項
  - 第6章 契約書（案）
- 別添様式集

注）本案件の技術提案書の提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. 入札書・技術提案書の提出」をご確認ください。

2020年8月19日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

## 第1章 入札の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年8月19日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パキスタン国パキスタン北西部国境周辺地域における情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：  
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、入札書において、消費税を加算して積算してください。
- (4) 契約期間（予定）：2020年11月から2021年6月  
上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

### 4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル  
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

担当者：【小菅 恵理子、[Kosuge.Eriko2@jica.go.jp](mailto:Kosuge.Eriko2@jica.go.jp)  
實川 真理子、[Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp](mailto:Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp)】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

ガバナンス・平和構築部平和構築室

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（入札書の提出期限日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（入札会での落札宣言日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（入札会での落札宣言日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人となることも認めません。

#### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約締結までに確認します。

## 6. 入札説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

ア. 提出期限：2020年8月28日（金）正午まで

イ. 提出先：上記4. 選定手続き窓口

ウ. 提出方法：電子メール

（公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。）

### (2) 上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2020年9月3日（木）までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したのものとして取り扱います。

### (3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 7. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：2020年9月11日 12時

(2) 提出方法：

技術提案書・入札書（押印付）とも、電子データ（PDF）での提出を原則とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：技術提案書／入札書

(5) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
- 2) 提出された技術提案書に記名、押印がないとき。ただし、コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 3) 同一者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 技術提案書の審査結果の通知

技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2020年9月30日（水）までに、電子メールに添付した文書をもってその結果を通知します。2020年10月1日（木）午前までに結果が通知されない場合は、上記4. 窓口にお問い合わせ下さい。

入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

## 9. 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時：2020年10月6日（火）11時45分～

(2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。  
詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(3) 競争参加者の出席

競争参加者の出席を求めますが、競争参加者が入札に参加しなかった場合においても、入札書等は有効なものとして取扱います。

(4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、落札者の宣言を行いません。この場合、別途新たな提出期限を定めて、再度入札書を提出することを求めることがあります。

(5) その他

入札会后、落札した社からは技術提案書と入札書の原本を提出いただきます。

## 10. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税込）をもって行います。

(2) 入札価格（消費税を除く。）は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。

(3) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(4) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(5) 入札保証金は免除します。

(6) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 委任状を提出しない代理人による入札
- 4) 記名押印を欠く入札

### 【暫定的な措置】

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

- 5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- 6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 7) 明らかに連合によると認められる入札
- 8) 同一競争参加者による複数の入札
- 9) 条件が付されている入札
- 10) その他入札に関する条件に違反した入札

### 11. 落札者の決定方法

#### (1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

#### (2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

#### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

#### (3) 価格評価の方法

価格評価点は、入札金額（応札額）が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る入札金額については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【入札金額が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【入札金額が予定価格の80%を下回る場合】

(価格評価点) = 120 - [(予定価格 - 見積価格) / 予定価格] × 100

なお、予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点と価格評価点70:30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.7 + (価格評価点) × 0.3

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

## 12. 入札会手順等

(1) 入札会の手順

1) 技術点の発表

競争参加者各社の技術評価点を発表します。

2) 開札及び入札書の内容確認

既に提出されている入札書電子データのパスワードを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付していただき、入札書を開封し、記載内容を確認します。

3) 入札金額の発表

各競争参加者の入札金額を読み上げます。

4) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

5) 落札者の発表

入札事務担当者が、予定価格を超えない競争参加者の価格評価点及び技術評価点を算出し、これを合算して総合評価点を確認し、入札執行者がこれを読み上げた上で、「落札者」の発表を行います。

6) 再入札

全ての入札価格が予定価格を超えた場合(以下「不落」という。)には、再入札を実施します。1回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。再入札の連絡を受領後、入札書(PDF)とパスワード(別送)を以下の電子メールアドレス宛に送付をお願い致します。

パスワード送付先メールアドレス: [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

2回目以降の札の送付に際しても、1回目と同じ入札書の様式(別添様式集参照)を使用願います。

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの



送付時に代表者から送付いただくか、代表者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

7) 入札途中での辞退

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(2) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(3) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

1 3. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書 (「別添様式集」参照) の提出をいただきます。
- (2) 「第6 契約書 (案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」(「第6章 契約書 (案)」参照) については、入札金額内訳書等に基づき、両者協議・確認して設定します。

1 4. 競争・契約情報の公表

本競争入札の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報 (契約の相手方、契約金額等) を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達 の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

技術提案書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めている

ること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 15. 誓約事項

技術提案書の提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、技術提案書提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定

個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して応募者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 16. その他

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) 技術提案書の報酬

技術提案書及び入札書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) 技術提案書の目的外不使用

技術提案書は、本件競争の落札者を決定し、また、契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、技術提案書に記載された情報を提供することがあります。

### (4) 技術提案書の返却

落札者以外の技術提案書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となった技術提案書で提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽の技術提案書

技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした競争参加者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) 技術評価にかかる説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課 ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp) (※アドレス変更))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

以上

## 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、本競争は一般競争入札ですので、原則として特記仕様書の内容は変更できませんが、競争参加者の技術提案書等を踏まえ、誤記の修正や業務内容の具体化を目的とした追記等を行う場合があります。

### 1. 調査の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）北西部のアフガニスタンとの国境地域（旧連邦直轄部族地域（以下、「旧 FATA」という。）を含むハイバル・パフトゥンハー州（以下、「KP 州」という。）及びバロチスタン州）は、140 万人の登録アフガニスタン難民を抱えており、同国は世界で 3 番目の難民受入国である。アフガニスタン難民の 58% は KP 州に居住し、また、受入が長期化（1970 年代後半から 40 年近く）していることから、受入コミュニティにおける公共サービス提供等の負担が増大している（UNHCR、2020）。また、KP 州スワート地域では、2009 年 5 月にタリバーンが同地域を占拠し、2016 年 4 月までパキスタン政府軍が武装勢力掃討作戦を展開した結果、約 230 万人の国内避難民（IDP：Internally Displaced Persons）が発生した。旧 FATA でも、北ワジリスタン、ハイバル管区等でパキスタン軍によるテロリスト掃討作戦が行われた結果、IDP が発生した。これらの地域では、多くの IDP が帰還を果たしているものの、2017 年 10 月時点で国内に約 19.5 万人（UNHCR、2017）の IDP が存在しているとされている。IDP 及び受け入れコミュニティに対する食料、保健、教育等の緊急人道支援のニーズは継続的に存在しており、また、帰還避難民への定住化促進のため、インフラ復旧や農業振興・職業訓練を通じた生計向上支援等の多岐にわたる支援が必要とされている。

旧 FATA 地域においては他の州と異なるステータスを保持し、税率の軽減などの特権が与えられていた一方で、他州のような市民権やサービスは必ずしも保障されなかった。このような状況の中、旧 FATA においては、特権を手放してでもパキスタンの他の市民と同様の権利やサービスの享受を希望する声が高まった。また KP 州も旧 FATA 地域を同州に編入し、連邦政府からの歳入を増やしたいとの思惑が働き、両地域合意の下、2018 年 5 月に憲法が改正され FATA 地域は KP 州に編入された。編入後の旧 FATA は、新規編入地域（NMDs：Newly Merged Districts）との呼称となった。

当該地域を編入した KP 州は、NMDs も含め KP 州一体として州の地方行政が機能していく必要があり、行政官の育成が急務となっている。また、他の州と比較して失業率が高く、中でもテロ組織に勧誘されやすいとされる 15～29 歳の青年男性は失業者が多く、生計手段の欠如による貧困と社会的・経済的な閉塞感が、当該地域にテロ組織が浸透する原因の一つとされており、行政サービスの改善を行っていく必要がある。更に、新型コロナウイルスやサバクトビバッタの影響も深刻化する懸念がある。

アフガニスタンと国境を接する同地域は、2001 年の多国籍軍による武力行使以降、アフガニスタン側の武装勢力の一部が逃走し、タリバーンといった武装勢力が温存されたため、アフガニスタン及びパキスタンにおけるテロ攻撃への対応という観点から、軍事的・地政学的な要衝となっている。パキスタン国内のみならず、アフガニスタン含む南アジア地域の平和と安定の観点からも同国境地域の社会の安定は重要であることから、より中長期的な視点から同地域の生計向上等や安定化に資する協力が必要

となっている。一方で、当該地域は安全対策上渡航が制限されていることから、遠隔での協力を検討する必要がある。

本調査では、KP州を中心とした情勢、行政制度、難民・避難民の状況等の情報を収集・分析し、今後KP州で事業を行うにあたり必要となる紛争予防配慮事項を含めた平和構築アセスメント（PNA）を行う。また、JICAはこれまでも多くの紛争影響国において地方政府の能力強化、特に住民との信頼醸成を促進する形での協力を行ってきており知見を蓄積してきていることから、渡航制限を踏まえた遠隔による実施方法を含め、地方行政分野を含む今後の協力の可能性に係る情報収集・分析を行う。

## 2. 調査の目的

本調査では、KP州を中心とした情勢、行政制度、難民・避難民の状況等の情報を収集・分析し、今後KP州で事業を行うにあたり必要となる紛争予防配慮事項を含めた平和構築アセスメントを行う。また、渡航制限を踏まえた遠隔による実施方法を含め、地方行政分野を含む今後の協力の可能性に係る情報収集・分析を行ったうえで提言を得ることとする。

## 3. 調査実施上の留意事項

### （1）実施体制

2020年6月現在、JICA安全対策措置により、KP州への渡航には制限があり、特にNMDsについては業務・一般渡航が禁止され、現地人材の渡航のみ認められていることから、本調査に従事するコンサルタントは、現地リソースを活用し、右地域に立ち入ることなく本邦及びイスラマバードから遠隔で業務を行える体制を構築することとする。

新型コロナの影響が継続する可能性が高いことから、調査期間の前半は、本邦より現地リソース等を活用した聞き取り調査、本邦における有識者からの聞き取り調査、文献調査等を行い、同地域で事業を行う際の紛争予防配慮事項を含めた平和構築アセスメント（PNA）を行う。後半は、現地調査において、対象地域からイスラマバードに関係者を集め今後の協力の可能性に係る情報収集・分析を行うとともに、PNAの追加情報を得る<sup>1</sup>。

### （2）安全対策

- 1) 現地渡航に際しては、渡航許可の取得、査証の取得等に時間を要することに留意する。また、現地作業期間中はJICA安全管理措置を遵守するとともに、安全管理部及びパキスタン事務所の指示に従い、現地の最新の治安状況について、パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。さらに、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 現地リソースを含めた体制、実施方法等についてプロポーザルで提案すること。

<sup>2</sup> 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

- 2) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。
- 3) 宿舎についてはJICAの安全基準を満たす必要があるため、JICAパキスタン事務所の指定するホテルを利用すること。
- 4) 業務従事者は、各現地業務に先立ち、外務省海外旅行登録「たびレジ」に渡航情報を登録すること（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）。「たびレジ」登録は、共同企業体及び補強で参加している者も同様に必須とする。

### （3）調査対象者等

対象とするKP州においては、地域により民族が異なることに加え、NMDsの編入などの不安定要因も見られることから、調査に際しては、インタビュー調査の対象者の範囲を広げるなどして、多様なリソースから情報を得ることにより情報分析に偏りが発生することを回避すると共に、調査対象者の民族や社会的背景等を理解したうえで調査を行うなど留意する。<sup>3</sup>

調査に際し、パキスタン側関係機関・関係者に面談を行う場合には、調査の概要（機微な情報に言及しない等事前にJICAと確認する）を説明したうえで、意見や留意事項等を聴取し、調査結果や必要に応じてその後実施する面談での調査項目に反映すること。ただし、関係者に案件実施の確約を期待させるような発言は控えること。

### （4）パイロット事業

対象地域での今後の協力の可能性を整理するに際しては、邦人の入域が難しいことを前提に、他ドナーの事例も参考にしつつ、実施体制・方法についても検討することとし、そのための試行としてパイロット事業（研修）を行う。具体的には、地方行政分野に関し、国内作業期間で実施した調査結果を受けてパイロット事業案をJICAに提案し、JICAと協議の上、現地渡航期間においてパイロット事業を実施する。研修人数及び期間はKP州政府及びNMDs7州政府（想定）から計8名×5日間×2回、KP州向け（想定）として計8名×5日間×2回の計4回実施することを想定する（地方行政分野で計画を担当する者とコミュニティ開発（生計向上を含む）を担当する者に分けて実施することを想定）。<sup>4</sup>（最終的には前半の国内作業期間中に把握したニーズ等を踏まえて提案・決定する。）

パイロット事業実施後の行動変化についてもローカルリソースやオンラインフォーム等を活用するなどして情報を収集・整理し、課題を抽出する。

### （5）遠隔技術

---

<sup>3</sup> 研究者、有識者、先方政府等リソースの想定、コンタクト方法等についてプロポーザルで提案のこと。

<sup>4</sup> 対象者（コンタクト方法や参加方法等含む）、実施方法や分野等についてプロポーザルで提案すること。

上記(4)に記載のとおり、対象地域は渡航制限により入域が困難であることから、イスラマバードもしくは本邦等から遠隔での技術協力が必要になる。このため、パキスタンに限らず他機関、民間企業等の活用事例・技術から適用可能性が高い事例・技術を収集・分析する。また、公開リソース（追加費用が不要）から得られる衛星データ等を基にNMDsの土地利用状況や居住地等今後の事業検討に資する情報を可能な限り収集・分析する<sup>5</sup>（衛星データや地図情報は機微である可能性があることから、現地調査には持ち込まないこと）。

#### (6) 英文報告書

英語の報告書では、政府や政治家の動向等に関する機微な情報の記載はしないよう配慮し、和文報告書においては英文報告書に記載しない箇所を明記する。

#### (7) 基礎的なセクター情報の収集方法

一般的に公開されている文献資料、学術論文、他国の分析資料などについては、インターネット等を活用して効率的に収集すること。また、調査対象国における制度情報収集・分析にあたっては、資料・文献が十分に整備されていないことも想定されることから、その場合には、広く関係者などから聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させること。

#### (8) JICA職員の現地調査への参加

現地調査期間中、一週間程度、JICAから調査団員を派遣し、現地調査の一部への参加を予定している。

#### (9) 調査内容等の確認プロセス

調査の過程で十分JICAと協議すること。特に以下の段階においては、機構関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

##### 1) インセプション・レポート作成時

分析の項目・レベルや関係資料、聞き取り先等について当機構と十分に協議・確認する。

##### 2) 現地調査開始前

現地調査実施前に、現地調査計画案、PNA案（現地調査前時点版）、パイロット事業案につき説明・協議する。

##### 3) 現地調査終了時

現地調査終了後、現地調査結果概要につき説明・協議する。また、現地調査計画案（現地調査開始直後）、現地調査結果（現地調査終了前）については、JICAパキスタン事務所に報告を行うこと。

##### 4) ドラフト・ファイナル・レポート（案）作成時

報告書の内容、分析結果の記載内容等について、JICAと十分に協議・確認する。

#### (10) パキスタン側関係機関との関係

本調査のパキスタン側関係機関は、KP州政府を想定している。KP州政府内の関係省庁の特定は調査の前半に特定することを想定する。調査に当たり、これらパキスタン側関係機関に対し調査の概要を説明した上で、調査を実施すること。

<sup>5</sup> 活用情報や入手・分析方法についてプロポーザルで提案すること。

## (11) 地図の扱い

近隣国間での領有権主張への配慮から、報告書・成果品等では、極力パキスタン国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。国全体の地図を使用する必要がある場合には、ガバナンス・平和構築部と協議の上、以下のいずれかの対応とする。報告書、成果品に限らず、パワーポイント資料等、本業務で使用する全ての文書において同様の対応とする。

- 1) 国連地図を複製使用する。国連地図であることを明記し、国連の地図使用ガイドラインに沿って使用承諾を得た上で使用する。
- 2) 国連地図に加工を加えて使用する。国連名称及び地図番号を削除し、データ参照元が国連であること、及び当該加工はJICAによるものであるとの注意書きを加える。
- 3) 主張に相違のある地域（カシミール地域）の国境線及び実効支配線を点線表示された地図を使用する。配色等でどの国の領土であるかが示されないよう留意する。  
上記2)～3)のいずれの場合においても、領土、国境等に関するJICAとしての公的な見解を示すものではないとの注意書きを加える。

## 4. 調査の内容

(1) 調査・分析事項<sup>6</sup>

- パキスタンの政治状況の変遷（独立以降現在に至るまでのパキスタンの政治動向についてまとめる）
- パキスタンの行政制度
- 政治、治安、社会及び経済の各分野における現状・動向
- 難民、国内避難民（IDP）の状況（報告書には難民とIDPそれぞれについて記載する）
- 近隣諸国からの影響及びその取り組み（KP州への近隣諸国からの影響やKP州への取り組みを含める）
- 国際社会の支援動向・連携可能性（二国間援助機関、国際機関、NGO等）
- ステークホルダー（国・地域レベル）の動向及びステークホルダー間の関係性（国レベル、KP州で重要なステークホルダーをリストアップし、各ステークホルダーの特徴、留意点について取りまとめると共に、ステークホルダー間の関係性を図示する）
- KP州の基本情報
- KP州の情勢分析（特にNMDs編入後の状況を含むKP州の情勢）
- 不安定要因及び安定要因（KP州における社会・政治・経済・治安面での不安定要因と安定要因を抽出し、各要因の背景と現状について分析する）

<sup>6</sup> 具体的項目についてプロポーザルで提案すること。



- 治安情勢に係る今後想定されるシナリオ（KP州の社会・政治・経済・治安面に関し、今後の主要なイベントを把握すると共に、想定されるシナリオについて分析する）
- 紛争予防配慮事項（KP州で協力を実施するにあたって、Do no harm（不安定要因を助長しない）及びDo maximum good（不安定要因を縮小する、安定要因を拡張する）の観点から、留意すべき事項について対象地域や対象者の選定、プロジェクトの実施体制の構築及び活動、連邦政府と州政府の関係、民族・社会背景・ジェンダー等の項目に沿って抽出する。）
- 地方行政分野、コミュニティ開発分野及び生計向上分野に関連する行政の体制（国及びKP州、特にNMDs）や課題  
 KP州（NMDsについては深く言及する）における地方行政分野、コミュニティ開発分野、生計向上分野の課題、先方政府の実施体制、他ドナーによる関連プログラム／プロジェクト、州政府以下の地方行政の能力強化にかかるニーズについて調査する。ヒアリング等で地方行政、コミュニティ開発、生計向上分野以外のニーズもあれば報告書に含める。
- 遠隔地による事業や遠隔技術を活用した事業の事例（パキスタンや他国の事例を含む）
- 新型コロナウイルス発生後の状況及び支援ニーズ、他ドナーの対応
- 新型コロナウイルス発生後の当該地域における雇用状況、失業者の割合とその対応状況
- サバクトビバッタの飛来後の当該地域における農業への影響とその対応状況、他ドナーの対応
- 地方行政分野、コミュニティ開発分野及び生計向上分野におけるJICAの協力の可能性に係る提言（他ドナーとの連携可能性についても提言する。また、パイロット事業で得られた教訓や他ドナーとの連携可能性を踏まえる。なお、報告書には、目的、参加者、活動内容、成果、教訓等についてまとめ、実施後の行動変化についても可能な限り情報を収集しまとめる。）
- 遠隔で事業を行う場合の実施方法案、実施上の留意事項（他ドナーの工夫やパイロット事業で得られた教訓を踏まえる。また、他ドナーとの連携可能性についても提言する。）

※政治、社会・文化的な背景に配慮しつつ、ジェンダー不平等や女性に対する暴力が深刻である状況に鑑みて、可能な範囲においてジェンダー関連情報や女性の置かれた状況についても情報収集し、実施上の留意事項等にも反映すること。

## （2）関連資料の収集・分析

上記（1）及び後述の調査内容を踏まえ、各ドナーの取組や既存の関連資料、情報、データ等の整理・分析を行い、調査全体の方針・手法（実施体制、スケジュール等含む）を検討した上で、詳細な調査項目を整理し、調査計画を策定する。

## (3) インセプション・レポート（案）の作成

上記の作業結果をとりまとめ具体的なコンセプト、調査方法、進め方、等の内容を含めたインセプション・レポートを作成する。インセプション・レポート（案）の内容は以下のとおり。

- ・ 調査の背景、経緯
- ・ 調査の目的
- ・ 調査の方針
- ・ 調査の内容と方法（作業項目、手法、質問票、ヒアリング対象者のリストアップ等）
- ・ 作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・ パイロット事業案（この時点のもの）
- ・ 調査員の作業および作業期間
- ・ 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・ 提出する報告書とその目次案（PNAの目次案を含む）
- ・ JICAへの便宜供与依頼事項

## (4) インセプション・レポート（案）の説明・協議

JICA関連部署（ガバナンス・平和構築部、南アジア部、パキスタン事務所）と会議を開催（遠隔開催を可能とする）し、インセプション・レポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプション・レポートを最終化し、JICAの承認を得る。

## (5) 本邦における情報収集・分析、パイロット事業案の検討、課題整理

本期間において、本邦から入手可能な情報を基に調査・分析を行いPNA（案）やパイロット事業案等を作成する。この時点で把握可能なニーズや協力の可能性についても整理する。具体的には以下のとおり。

- ① パキスタン及び対象地域に関する国内から入手可能な資料（各種書籍、学術論文、関連ウェブサイト等）に基づく現状調査・分析
- ② 本邦（必要に応じ遠隔で実施）及びパキスタン（必要に応じローカルリソースを手配・活用、遠隔で実施）における研究者や有識者、先方政府、ドナー等からの聞き取り、面談録の作成
- ③ 公開リソース情報を活用した情報収集・分析、遠隔での事業実施方法・工夫、その他関連技術の収集・整理・検討  
公開リソース（追加費用が不要）から得られる衛星データ等を基にNMDsの土地利用状況や居住地等今後の事業検討に資する情報を収集・分析する。また、パキスタンに限らず他ドナーや民間企業等が遠隔地等で事業を実施する際の実施方法、工夫、採用技術、その他関連技術等について収集・整理・検討を行う。
- ④ JICAが開催する各種会合への出席
- ⑤ パイロット事業案（日）の検討・作成  
ローカルリソース等を通じ、KP州政府関係者や他ドナー等からの聞き取り結果等を踏まえニーズを把握し、具体的な内容、対象者、講師手配方法、ロジスティクス手配方法等について記載し、JICAの承認を得る。

- ⑥ 現地調査時に実施予定の面談やパイロット事業に、対象地域の行政官が参加するための準備の実施（対象者の選定を含む、必要に応じローカルリソースを手配・活用し準備を進める）
  - ⑦ 現地調査計画（案）（イスラマバードでの面談に候補者が参加する方法等を含む）（日・英）、PNA（案）（日）（上記③の結果の要約を含む）、PNA案要約（英）の作成
- （6）現地調査における情報収集・分析、課題整理
- 現地調査計画に基づき、以下を含む現地調査を実施し、PNA（案）への反映、ニーズの把握、今後の協力の可能性の整理等を行う。
- ① 質問票の回収・分析
  - ② 対象地域の有識者がインタビューに参加するためのロジスティクスを含めた準備、インタビューの実施、面談録の作成（各種のロジスティクスを含む）
  - ③ 関係機関（中央政府、地方政府の行政官、ドナー、NGO、研究者等）からの聞き取り調査の実施、面談録の作成（地方政府の行政官はパイロット事業実施時に行うことを想定）
  - ④ 新聞など現地メディア等から情報の収集・分析
- （7）パイロット事業の準備・実施
- パイロット事業案に基づき、パイロット事業の準備、実施を行い、結果を分析・整理等を行う。
- ① パイロット事業で対象地域の行政官を参加させるための準備
  - ② パイロット事業の実施、結果の分析・整理
  - ③ 実施後の行動変化についてもオンラインフォーム等を活用するなどして情報を収集・整理、課題抽出
- （8）遠隔での事業実施方法・工夫、その他関連技術の収集・整理・検討
- 現地調査時において、他ドナーの取組や上記（5）及び（6）で参加した有識者・行政官からのヒアリング等を通じて、更なる情報収集・整理を行う。また、パイロット事業を通じて得られた教訓等を踏まえて、当該地域の協力において活用可能な実施方法を検討・整理する。
- （9）調査結果のとりまとめ、現地調査報告書の作成及び協議
- 現地調査の結果を踏まえ、今後の協力の可能性も含め現地調査報告書（英文要約含む）に取りまとめ、現地調査期間中にパキスタン事務所と意見交換を行うとともに、現地調査終了後にJICA関連部署に説明・協議を行う。
- （10）ドラフト・ファイナル・レポートの作成
- 本調査の全ての結果を取りまとめ、本調査で得られた全ての情報を整理・記載し、その成果を記述し、考察を加えたドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA関連部署に説明・協議を行う。

## (11) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、ファイナル・レポートとして取りまとめる。

## 5. 業務の工程

本調査は、2020年11月下旬に開始し、前半に国内作業、その後、現地調査（3人がそれぞれ1回ずつ渡航）とする工程を想定している。<sup>7</sup>

- (1) インセプション・レポートの作成・提出（2020年12月）
- (2) 国内調査（2020年11月～2月）
- (3) 現地調査（2021年2月～4月）（ラマダン前まで）
- (4) ドラフト・ファイナル・レポート提出（2021年4月）
- (5) ファイナル・レポート提出（2021年6月）

新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制する目的で、現在パキスタン国への渡航制限措置が取られています。新型コロナウイルス感染症や治安上の制約等により、上記現地業務期間に亘り同措置が継続する見通しが濃厚となる場合は、現地調査開始までに、双方協議の上、①現地業務を国内業務に振替える（国内振替ケース）或いは②渡航制限措置が緩和されるまで現地業務を延期する（延期ケース）こととします。いずれのケースでも、所定の成果を達成することを前提とします。コンサルタントは、プロポーザルにおいて、契約開始後に上記①のケースとなることも想定して、現地業務を国内業務に振替えて実施する際の具体的な方法（業務の継続性確保に寄与する工夫（遠隔で従事しうる業務体制、遠隔を補完する現地側サポート体制）についても提案するようにしてください。その際、M/Mについては、現地業務分に相当する量を国内業務に充当することとします。

## 6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7)を成果品とする。最終成果品の提出期限は、2021年5月下旬とする。

- (1) インセプション・レポート  
和文3部、英文2部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子データ）
- (2) パイロット事業案  
和文3部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子データ）
- (3) 現地調査計画（案）  
和文3部、英文32部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子データ）
- (4) PNA（案）  
和文3部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子データ、英文要約、パワーポイント資料による要約（日・英）を含む）、加えて、先方政府等協議用に英文

<sup>7</sup> より効果的な成果が得られる作業工程があれば、プロポーザルで提案するものとする。

要約及びパワーポイントを別途30部とし、同資料には現地調査計画やパイロット事業案の概要を含める

(5) 現地調査報告書

和文3部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子データ、英文要約を含む）

(6) ドラフト・ファイナル・レポート

和文5部、英文5部（簡易製本（ホッチキス止め可）及び電子データ）、別添にパキスタン国平和構築アセスメント（PNA）報告書を添付する（英文要約及びパワーポイント資料による要約（日・英）を含む）

(7) ファイナル・レポート

和文8部（製本）、英文8部（製本）及びCD-R4部

別冊でパキスタン国平和構築アセスメント（PNA）報告書を添付する（英文要約及びパワーポイント資料による要約（日・英）を含む）

(別紙)

## 報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び JICA との協議に基づき、最終確定するものとする。<sup>8</sup>

1. 要約
2. 本文

## (1) パキスタンの概況

## 1) 主要指標

- ・ パキスタン
- ・ KP 州
- ・ FATA (現 NMDs)

## 2) パキスタンの政治状況の変遷

## 3) パキスタンの行政制度

- ・ 州政府以下地方政府の構造・権限
- ・ 連邦政府と州政府の関係
- ・ 行政制度の特徴、州政府を支援するにあたっての留意点

## (2) KP 州の概況

## 1) KP 州の基本情報

- ・ 人口
- ・ 民族
- ・ 地方政府の組織体制・人員規模・予算規模
- ・ 開発計画
- ・ FATA (現 NMDs) 編入の経緯

## 2) KP 州の情勢分析

- ・ 政治状況
- ・ 社会状況
- ・ 治安状況
- ・ 経済状況
- ・ 特徴・課題

## 3) 難民、国内避難民 (IDP) の状況

- ・ 人数の現状・過去の推移
- ・ 各キャンプの場所
- ・ キャンプ外に居住する難民・IDP の人数
- ・ 政府、ドナー、国際機関による支援
- ・ 帰還の見通し・課題

## 4) 近隣諸国との関係

- ・ アフガニスタンからの影響
- ・ それ以外の近隣諸国からの影響

---

<sup>8</sup> 追加等すべき項目があればプロポーザルで提案すること。

- ・ 近隣諸国による KP 州への取組み
  - ・ 地域的枠組みによる KP 州への協力
  - 5) 国際社会の支援動向
    - ・ KP 州支援の枠組み・信託基金等
    - ・ 支援を実施しているドナー・国際機関
    - ・ 組織毎の支援概要・実績・予算・今後の計画
    - ・ 支援組織が直面する課題・困難点及びそれを克服するための方策や配慮事項
  - (3) KP 州の支援ニーズ
    - 1) 地方行政分野
      - ・ 課題
      - ・ 先方政府の実施体制
      - ・ 他ドナーによる関連プログラム／プロジェクト
      - ・ 州政府以下の地方行政の能力強化にかかるニーズ
    - 2) コミュニティ開発分野／生計向上分野
      - ① コミュニティ開発分野
        - ・ 課題
        - ・ 先方政府の実施体制
        - ・ 他ドナーによる関連プログラム／プロジェクト
        - ・ 州政府以下の地方行政の能力強化にかかるニーズ
      - ② 生計向上分野
      - ③ 地方行政、コミュニティ開発、生計向上分野以外のニーズ
    - 3) 新型コロナウイルス・サバクトビバッタの影響・支援ニーズ
      - ・ KP 州の新型コロナウイルス発生後の状況（雇用状況、失業者の割合、それらへの対応状況を含む）
      - ・ サバクトビバッタの影響・対応（特に農業）
      - ・ 他ドナーによる関連プログラム／プロジェクト
      - ・ 支援ニーズ
  - (4) パイロット事業の結果
    - ・ 目的、参加者、活動内容、成果
    - ・ 教訓
    - ・ 実施後の行動変化
  - (5) 遠隔による事業の実施方法・工夫・関連技術
    - 1) 他ドナー、民間企業等が遠隔地等で採用する実施方法、工夫、技術、その他関連技術
    - 2) 当該地域の協力において活用可能な事業の実施方法・工夫・関連技術
  - (6) KP 州（特に NMDs）に対する協力をに係る提言
    - ・ 地方行政分野
    - ・ 生計向上分野
    - ・ コミュニティ開発分野
    - ・ その他
- ※遠隔で事業を行う場合の実施方法案、実施上の留意事項、他ドナーとの連携可

能性を含む

上記報告書に別冊で以下を添付する。なお、以下の（１）、（２）、（４）、（５）、（７）は上記報告書と同内容とする。

## パキスタン国平和構築アセスメント（PNA）報告書

### 1. 要約

### 2. 本文

#### （１）パキスタンの概況

#### （２）KP 州の概況

#### （３）紛争分析

##### 1) ステークホルダー分析

- ・ 国レベル、KP 州で重要なステークホルダー、各ステークホルダーの特徴、留意点、ステークホルダー間の関係性

##### 2) 不安定要因・安定要因

- ・ 不安定要因と安定要因と各要因の背景と現状

##### 3) 今後のシナリオ

- ・ 今後の主要なイベント、想定されるシナリオ分析

##### 4) 紛争予防配慮

- ・ 対象地域の選定
- ・ 対象者の選定
- ・ プロジェクトの実施体制の構築
- ・ プロジェクトの活動
- ・ 連邦政府と州政府の関係
- ・ 民族・社会背景・ジェンダー
- ・ その他

#### （４）KP 州（特に NMDs）の支援ニーズ

#### （５）パイロット事業の結果

#### （６）遠隔による事業の実施方法・工夫・関連技術

##### 1) 公開リソース情報を活用した情報収集・分析

##### 2) 他ドナー、民間企業等が遠隔地等で採用する実施方法、工夫、技術、その他関連技術

##### 3) 当該地域の協力において活用可能な事業の実施方法・工夫・関連技術

#### （７）KP 州に対する協力に係る提言

#### （８）各種議事録（添付資料）

以上



## 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書案」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

### 1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項	頁数目安	
	1社	JV
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1) 類似業務の経験 類似業務：平和構築アセスメント又は紛争影響地域における各種調査業務及び地方行政分野に係る各種業務 (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	6  1～2	注  1～2
2 業務の実施方針等 (1) 課題に関する現状認識 (2) 業務実施の基本方針 (3) 作業計画／要員計画 (4) その他	5頁以下 5頁以下 3～4 1～2	
3 業務従事予定者の経験、能力等 (1) 評価対象業務従事者の経歴	5／人	

注) 共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を頁数目安として下さい。

注2) ISO9001等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数の目安には含まれません。

### 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

#### (1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書案」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2) 業務量の目途及び業務従事者

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定す

る目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書案」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

1) 作業人月（目途）:

（全体）約9.7人月

（内訳）現地作業：約5.0人月（現地渡航回数：延べ3回）

国内作業：約4.7人月

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これはJICAが業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- ① 業務主任者／平和構築アセスメント／地方行政（2号）
- ② コミュニティ開発／生計向上（4号）
- ③ 遠隔技術

(4) 各業務従事者の評価に際しての類似業務／対象国／語学力

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／平和構築アセスメント／地方行政】

- a) 類似業務経験の分野：平和構築アセスメント又は紛争影響地域における各種調査や地方行政分野の分析・改善に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全途上国地域。なお、パキスタンでの業務経験を有することが望ましい。

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 コミュニティ開発／生計向上】

- a) 類似業務経験の分野：コミュニティ開発及び生計向上に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全途上国地域。なお、パキスタンでの業務経験を有することが望ましい。
- c) 語学能力：英語

※総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体から同意書（自営の場合は本人の同意書）（様式はありません）

ん)を取り付け、技術提案書（正及び写）に添付してください。同意書は写しても構いません。

#### (5) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

#### (6) 配布資料／閲覧資料等

##### 1) 公開資料

(関係機関)

##### ➤ KP 州政府・州議会関連

<http://www.khyberpakhtunkhwa.gov.pk/>

<https://www.pakp.gov.pk/>

<https://pndkp.gov.pk/cp/uploads/downloads/15833297365e5f973890459.pdf> (Sustainable Development Strategy (2019–2023))

<https://pndkp.gov.pk/cp/uploads/adv/15942941015f06f7ac98d04.pdf>

(Annual Development Programme 2020–2021 (KP Government))

(過去の事業でKP州等を対象に実施し、参考になる文献)

##### ➤ 国境地域農業普及員能力向上プロジェクト

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12289435.pdf>

##### ➤ パンジャブ州・国境地域農業セクター情報収集・確認調査

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12283453.pdf>

(主要な援助実施機関の情報)

##### ➤ FAO

<http://www.fao.org/in-action/rebuilding-farming-livelihoods-in-pakistan-fata/en/>

##### ➤ UNDP

<https://www.pk.undp.org/content/pakistan/en/home/projects/fata-governance-project.html>

##### ➤ 世界銀行

<https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P156412?lang=en>

##### ➤ USAID

<https://www.usaid.gov/news-information/fact-sheets/fata-infrastructure-project>

<https://www.usaid.gov/news-information/fact-sheets/fata-institutional-strengthening-project>

##### ➤ DFID

<https://devtracker.dfid.gov.uk/countries/PK>

- GIZ  
<https://www.giz.de/en/downloads/giz2018-en-fata-pakistan.pdf>
- マルチドナー信託基金  
<https://www.pakistanmdtf.org/>  
(その他参考文献)
- パキスタン・イスラム共和国平成 26 年度国別ジェンダー情報整備調査  
(ジェンダー分析)  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/reports/ku57pq00002hdv3w-att/pak\\_2015.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/reports/ku57pq00002hdv3w-att/pak_2015.pdf)
- Local Government in FATA (FRC, 2014)  
<http://frc.org.pk/wp-content/uploads/2014/04/Local-Govt-final-repor-dated-April-17-20141.pdf>

### 3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

#### 3. 1 コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### 3. 2 業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書案」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

##### (1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

- 1) パキスタン国における紛争影響と課題
- 2) KP 州における地方行政分野の現状と課題
- 3) 遠隔地における事業実施の際の課題

##### (2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書案」で示した内容及び上記(1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか、運営面及び技術面の観点から記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施する

のかを検討した上で記述して下さい。なお、「第2章 特記仕様書案」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

**(3) 作業計画／要員計画**

上記「(2) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、作業計画と要員計画を記述して下さい。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

**(4) その他**

相手国政府又は機構からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

**3. 3 業務従事予定者の経験・能力等**

「3. 2 業務の実施方針等」で提案された内容を実際に行う業務従事予定者の経験・能力等について記述して下さい。

当該業務に配置される業務従事者のうち、2. (3) で評価対象とされた業務従事者について、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照して、記述してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

**3. 4. その他の技術提案書作成に係る留意事項**

**(1) 技術提案書の体裁等**

1) 形式

技術提案書は、A4版(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前に配置下さい。

2) 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

別紙：評価表

## 評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点(例)
1. コンサルタント等の法人としての経験、能力		10
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。</li> <li>● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。</li> <li>● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	6
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。</li> <li>● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。</li> <li>● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。</li> <li>● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。</li> </ul>	4
2. 業務の実施方針等		40
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。</li> <li>● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。</li> <li>● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。</li> <li>● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。</li> </ul>	16
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。</li> <li>● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。</li> </ul>	18
(3) 作業計画・要員計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提示された業務実施基本方針に見合った業務担当者の担当分野、格付の構成がなされているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。</li> <li>● 各業務従事者の配置期間が作業計画と整合したものであり、作業を適正に実施できる期間が確保されているか。</li> </ul>	6

<b>3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力</b>		<b>50</b>
<b>(1) 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／平和構築アセスメント／地方行政</b>		<b>35</b>
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li> <li>● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。</li> <li>● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li> </ul>	<b>15</b>
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。</li> <li>● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。</li> <li>● 業務従事の長短を考慮する。</li> </ul>	<b>6</b>
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。</li> </ul>	<b>6</b>
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。</li> <li>● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。</li> </ul>	<b>5</b>
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。</li> </ul>	<b>3</b>
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： コミュニティ開発／生計向上</b>		<b>15</b>
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li> <li>● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。</li> <li>● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li> </ul>	<b>7</b>
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。</li> <li>● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。</li> <li>● 業務従事の長短を考慮する。</li> </ul>	<b>3</b>
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。</li> </ul>	<b>3</b>
ニ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。</li> </ul>	<b>2</b>

## 第4章 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するに際し、留意すべき点について記載します。競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」（本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。）に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）（下記URL参照）にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

### 1. 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

### 2. 入札金額内訳

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

#### （1）費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、費目の構成を次の通りとします（別添様式1－2参照）。

		内 容
I. 報酬		業務を実施・完成させることに対する報酬
II. 直接経費	（1）旅費（航空賃）	本邦又は第三国から対象国への航空賃
	（2）現地関連費	① 旅費（日当・宿泊費） 業務従事者にかかる日当・宿泊料などの旅費 ② 一般業務費（現地支出分） 現地通訳費、車両関連費等の現地で支出する直接経費
	（3）国内関連費	一般業務費のうち、国内で支出する直接経費
	（4）機材費	機材購入費・輸送費等
	（5）再委託費	業務の一部を再委託（下請負）するための経費（機構が認める場合に限る。）
III. 消費税		消費税及び地方消費税

#### （2）報酬額の積算

報酬の額は、業務従事者ごとの報酬単価（月額）に業務量（業務人月）を乗じて積算して下さい。

業務人月は、現地業務は拘束日30日、国内業務は実働日20日で1人月として



積算して下さい。

**(3) 直接経費の積算**

直接経費は、報酬以外に実支出に基づいた支払いとすべき費用を計上して下さい。ただし、実支出の確認は、定額で計上を求める経費を除き、合意された単価に実績（例：渡航回数、現地での業務従事人月等）を乗じて、支払額を確定することを原則とします。

**(4) 定額で計上する経費**

以下の直接経費については、以下に示す定額を入札金額に含めて計上することとし、契約金額に含めて契約することとします。契約業務完了に際しては、本定額経費について、証拠書類に基づいて実費精算させていただきます。

- ① 旅費（航空賃）：1,050,000円（消費税抜き）
- ② パイロット事業実施費用（地方行政官のイスラマバードへの旅費や日当・宿泊費等を含む）：10,000,000円（消費税抜き）
- ③ 安全対策経費（携帯電話・データ通信端末）：510,000円（消費税抜き）

**(5) 調整宿泊料単価（17,300円）の適用は、なくなりました。**

## 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

経費確定（精算）報告書の作成にあたっては、以下を参照して下さい。

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/20151013\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/20151013_02.html)

### 1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。

数量等確認の有無については、「有」又は「無」の記載のとおりです。

費用項目		数量等実績確認の有無
I. 報酬		無：
II. 直接経費	(1) 旅費（航空賃）	有：渡航回数を確認
	(2) 現地関連費	有：現地業務人月（人日）を確認
	(3) 国内関連費	無
	(4) 機材購入費	有：購入された機材の内容と契約終了時の取扱いを確認
	(5) 再委託費	無：

### 2. 請求金額確定の方法

#### (1) 精算を要しない金額の確定

受注者は業務完了時に、経費確定（精算）報告書を機構に提出し、併せてその数量を確認できる資料を提出して下さい。

#### 1) 数量の確認が必要な金額の確定

経費確定（精算）報告書に監督職員の確認を受けた「業務従事者の従事計画・実績表」を添付して下さい。同表に基づき、業務人月（現地／国内）及び渡航回数を確認します。確認を経た金額が請求金額となります。

具体的な数量の確認方法は以下のとおり。

旅費（航空賃）	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、渡航回数を確認します。 個別の渡航に係る航空賃の実費を確認するのではなく、エコノミークラスとビジネスクラスに分けた渡航回数のみを確認し、契約書に記載された単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された渡航回数を上限とします。
現地関連費	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、現地業務人月を確認します。現地の業務人月（人日）を確認し、契約書に記載された現地関連費の1人月（人日）あたりの単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、人月（人日）数

## 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

	量については、契約書に記載された現地業務人月（人日）を上限とします。
機材購入費	<p>「購入機材リスト」にて購入された機材の種類・数量を確認します。</p> <p>契約書に記載された「購入すべき機材のリスト」のとおり種類・数量の機材が購入されているか確認します。併せて、契約終了時の機材の取扱い（現地事務所への返納又は現地政府関係者への譲与等）を確認します。</p> <p>適切に機材が購入され、現地業務終了時に適切に処理することが確認できれば、契約金額の内訳金額を確定金額とします。</p>

### 2) 数量の確認が不要な金額の確定

契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。

### (2) 精算を要する金額の確定

定額計上するよう指示されている直接経費については、証憑書類（領収書等）に基づき実費精算することとなります。

なお、特記仕様書において、定額計上した直接経費の支出対象項目が十分明確になっていない場合は、精算対象支出が監督職員の確認を経たものであること（定額計上金額の支出対象としてよいこと）を確認するため、支出対象項目の内容について打合簿を作成し、証憑書類に添付して下さい。

## 3. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

### 【契約管理について】

本契約についても「業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018年5月）」が適用されます。

しかしながら、上述のとおり、契約金額に「精算を要しない金額」が含まれ、これら金額については、同ガイドラインの適用が限定されることとなります。

適用の限定について、同ガイドライン「4. 契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」にそって、具体的に記載すると以下のとおりです。

#### (1) 契約締結時における確認事項

適用されます。ただし、「4) 要員に係る合意事項」については、入札によって既に契約金額に含まれるべき「報酬」が確定しているため、不要です。

#### (2) 業務計画書等の提出

適用されます。

#### (3) 費目間流用

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。

#### (4) その他契約金額内訳に係る事項

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。ただし、「5) 旅費の分

- 担について」は、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。
- (5) 業務従事者の確定・交代  
業務従事者の確定・交代については、「業務従事者の専門性の確認」の視点から確認させていただきます。
  - (6) 現地再委託契約  
「再委託費」が定額計上した「直接経費」である場合に限り、適用されます。
  - (7) 機材調達・管理  
「機材費」が定額計上した「直接経費」である場合、適用されます。ただし、「4）調達した機材の確認」については、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。
  - (9) 契約の変更  
適用されます。
  - (10) 不可抗力  
適用されます。
  - (11) 業務の完了  
適用されます。ただし、「2）継続契約がある場合の一般業務費の支出」については、当該一般業務費が定額計上した「直接経費」である場合に限りです。

以 上

## 第6章 契約書（案）

## 業務実施契約書（案）

- 1 業務名称： ●●●国○○○○○○○○○○調査（第●／■期）
- 2 業務地： ●●●共和国
- 3 履行期間： （西暦で記入）年 月 日から  
（西暦で記入）年 月 日まで
- 4 契約金額： 円  
（内 消費税及び地方消費税の合計額 円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

## （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員： ●●部●●課（●●チーム）の課長
- （2）分任監督職員： なし

## （「契約金額の精算」条項の変更）

第3条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおり確定する。

- （1）直接経費のうち、航空賃及び現地関連費

航空賃については渡航回数を確認し、航空賃に係る契約単価を乗じて、航空賃内訳額の範囲内で金額を確定する。また、現地関連費については、現地業務人月（人日）を確認し、月額（日額）単価を乗じて、現地関連費内訳額の範囲内で金額を確定する。この場合において、現地業務人月（人日）とは、現地業務に係る報酬の対象となる人月（人日）を意味する。

- （2）直接経費のうち、国内関連費、機材費及び再委託費

国内関連費、機材購入費及び再委託費については、契約金額内訳の額をもって金額を確定する。

(3) 報酬

契約金額内訳の額をもって金額を確定する。

(4) 直接経費の例外

第1号及び第2号の規定にかかわらず、直接経費のうち、定額計上する以下の経費については、証拠書類に基づき精算を行い、金額を確定する。

- ・ ●●●●●●費
- ・ ○○○○○○○費

2 前項の趣旨を踏まえ、約款第14条（契約金額の精算）及び約款第15条（支払）の規定を次の各号のとおり変更する。

- (1) 約款第14条第2項中「契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）」を「経費確定（精算）報告書（以下、「経費報告書」という。）」に変更する。
- (2) 約款第14条第3項中「精算報告書」を「経費報告書」に変更し、「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。
- (3) 約款第14条第4項から第6項を削除し、第4項として、「発注者は、第1項の経費報告書及び第2項の必要な証拠書類一式を検査の上、発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）を確定し、これを受注者に通知しなければならない。」を挿入する。
- (4) 約款第15条第1項中「前条第5項の規定による確定金額」を「前条第4項の規定による確定金額」に変更する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン  
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除する。
- (2) 第26条 契約金額精算報告書  
本条を削除する。
- (3) 第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

※ 部分払を行う場合。

（部分払）

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成  
(中間成果品： 第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品： ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通

を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
（[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)）  
にある「契約約款」に示す通りとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
（[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)）  
にある「附属書 I（共通仕様書）」に示す通りとします。



[附属書Ⅲ]

契約金額内訳書

I. 報酬	●●, ●●●, 000円 (内訳別表)
II. 直接経費	●, ●●●, 000円
(1) 旅費(航空賃)	●●●, 000円
1) Cクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
2) Yクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
(2) 現地関連費	●●●, 000円
内訳:	●●●, 000円×○. ○人月
(3) 国内関連費	●●●, 000円 (一式)
(4) 機材費	●●●, 000円 (例: 定額計上) <sup>9</sup>
(5) 再委託費	●●●, 000円 (一式)
III. 小計	●●, ●●●, 000円
IV. 消費税等	●, ●●●, ●00円 (10%)
V. 合計	●●, ●●●, ●00円

- 旅費(航空賃)及び現地関連費は、「業務従事者の従事計画・実績表」をもとに数量を確認の上、精算金額を確定する。
- 定額計上した直接経費は、処々に基づき精算する。

別表：報酬内訳

担当業務	格付(号)	月額(円)	業務人月	金額(円)
合 計				

<sup>9</sup> 各費目内で定額計上分は分けて記載し、【定額計上】と追記してください。

# 別添様式集

## 第1 入札に関する様式

別添様式 1-1 入札書

別添様式 1-2 入札金額内訳書

## 第2 技術提案書作成要領に関する様式

別添様式 2-1 技術提案書頭紙

別添様式 2-2 技術提案書表紙

(別添様式 1 - 1)

## 入 札 書

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
 契約担当役 理事 殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

印

印

## 案件名

(一般競争入札(総合評価落札方式))

調達管理番号:

標記の件について、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金								0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---

(消費税及び地方消費税●, ●●●, ●00円を含む。)

- \* 消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
- \* 上記金額は、定額計上分の●●について、●●, ●●●千円を含むものとします。

以 上

(別添様式 1 - 2)

入札書への添付は不要です。落札後、落札者のみから提出を求めるものです。  
契約金額の内訳を協議するための資料ですので、押印は不要です。

## 入札金額内訳書

2000年 月 日

商号／名称

件名：案件名  
(一般競争入札(総合評価落札方式))

標記一般競争入札において応札した入札金額の内訳を以下のとおり提示します。

I 報酬	円
II 直接経費	円
(1) 旅費(航空賃)	円
(2) 現地関連費／旅費(日当・宿泊費)	円
(3) 現地関連費／一般業務費(現地支出分)	円
(4) 国内関連費／一般業務費(国内支出分：報告書印刷費等)	円
(5) 機材購入費	円
(6) 再委託費	円
<b>合 計</b>	<b>円</b>
消費税及び地方消費税の合計金額	円
<b>総 計 (入札金額)</b>	<b>円</b>

(別添様式 1 - 2)

I 報酬  円

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	作業人月	金額 (円)
小 計				

II 直接経費  円(1) 旅費 (航空賃)  円

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額 (円)
小 計				

(別添様式 1 - 2)

(2) 旅費 (日当・宿泊費及び内国旅費)  円

担当業務	格付 (号)	滞在費				内国旅費 (円)	金額 (円)
		日当 (円)		宿泊費 (円)			
		×	=		×	=	
小 計							

(3) 一般業務費 (現地支出分)  円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(別添様式 1 - 2)

(4) 一般業務費 (国内支出分 : 報告書印刷費等)

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(5) 機材購入費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(6) 再委託費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(別添様式 2 - 1)

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事 殿

《全省庁統一資格業者コード》  
《コンサルタント等の名称》  
《代表者名》 印

〇〇〇国《案件名》(調達管理番号: XXX)  
に係る技術提案書及び入札書の提出について

標記業務に係る技術提案書及び入札書を下記のとおり提出いたします。

提出にあたり、(共同企業体を代表して、)以下の項目について誓約いたします。

- (1) 本案件に関連し、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程に基づく措置の対象となり得る行為を行わない。
- (2) 現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定する「反社会的勢力」に該当せず、また関与・利用等を行わない。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えている。

記

技術提案書 正 1 部

入札書 1 通

以上



**独立行政法人国際協力機構**  
**〇〇〇国 《案件名》**  
**(調達管理番号 : XXX)**  
**技術提案書**

年 月

**<全省庁統一資格業者コード>**  
**コンサルタント等の名称**

担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
e-mail アドレス :
緊急連絡先 :